蕨ケーブルビジョン株式会社 「ウインクiPadプラン」利用規約

第1条(総則)

蕨ケーブルビジョン株式会社(以下「当社」といいます)は、当社のインターネットサービスの加入者(以下「加入者」といいます)を対象に提供するタブレット端末(以下「機器」といいます)及び同梱される付属品(総称して「本機器」といいます)の貸出サービス「ウインクiPadプラン」(以下「本サービス」といいます)に関して、当社所定の申込手続きを完了し利用するもの(以下「利用者」といいます)に対し、以下のとおりウインクiPadプラン利用規約(以下「本規約」といいます)を定めるものとします。

2 利用者は本規約の他、当社インターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます)が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については、約款が適用されます。

3 当社は本サービスの利用者の了解を得ることなく、本規約を変更することがあります。

第2条(利用申込)

本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約および約款を承諾し、当社所定の手続きを経て当社に申込むものとします。

2 申込者が未成年の場合、親権者の同意を必要とします。

3 本サービスの利用者は第三者に再利用許諾、機器の譲渡または本サービスの契約上の地位を承継することはできません。

4 利用者は本サービス契約締結時の申込内容から変更があったときは、当社が別に指定する方法により直ちに当社に通知するものとします。

5 本規約第5条に基づき当社が本機器を利用者に引き渡した後は、第3条で定める最低利用期間において、利用者は本サービスの変更または取り消しをすることはできません。

第3条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は24ヶ月とします。(端末引き渡し完了日の翌月を起算月とします)

2 利用者は前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合、または端末引き渡し完了日に属する月と解除があった日の属する月が同一の月である場合は、当社が定める期日までに最低利用期間内に満たない期間の月額利用料金相当額を違約金として支払っていただくものとします。

3 第1項に定める本サービス最低利用期間の24ヶ月目となる末日を契約満了日(以下「満了日」といいます)とし、その日を以って本サービスは終了するものとします。

4 利用者が前項に定める満了日到来後も引き続き本機器の利用を希望し、最低利用期間に相当する月額利用料金を支払い済みの場合、利用者は本機器を当社に返還することなく継続して利用することができるものとし、前項に定める満了日を以って、本機器の所有権は利用者へ移転されるものとします。また、本項に基づき本機器の所有権が利用者へ移転された後は、当社は本機器について何ら担保責任を負わないものとし、本機器の故障、瑕疵その他の不具合について、修理故障、損害賠償その他の一切の責任を負わないものとします。

第4条(料金)

本サービスの申込にあたり、当社が別表2に定める「初期登録手数料」を支払うものとします。

2 月額利用料金は、当社が別表1に定めるところによります。なお、月の途中で解約された場合でも、当該月に係る月額利用料金は減額されないものとします。

3 本サービスの利用料金は、加入申込書に記載した指定金融機関、またはクレジットカードより支払うものとします。利用者は料金その他の債務について、当社が指定する方法にて支払いを要します。この場合に発生する手数料は利用者の負担とします。

4 キャンペーンに適用される利用者より、規定された期間内に利用契約の終了があった場合は、理由の如何を問わず、当社は利用者が当初特典を受けた割引相当額を手数料として申し受けるものとします。

5 当社は社会経済情勢などの変化に伴い、利用料の改訂をすることができるものとします。改訂する場合は、2ヶ月前に当該利用者に通知するものとします。

第5条(機器について)

当社は利用者に対して引き渡し時において本機器が正常な性能を備えていることのみを保証し、本機器の有用性、特定目的への適合性については一切保障しません。また、利用者は本物件引き渡し時点に性能を検収するものとし、引き渡し時において当社に申し出がない限り、本機器は正常な機能を整えていたものとみなします。

2 利用者は機種変更をできないものとします。

3 利用者は機器に故障や毀損等が生じた場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

4 当社は利用者の機器の故障または毀損品(以下「故障品」といいます)を確認した場合、故障品を修理し修理交換品を提供します。

5 利用者は故障品の修理において別表3に定める修理交換負担金を支払うものとします。

6 利用者が希望する場合は、故障品の修理期間に当社が提供するほぼ同等の機能を有する代替品を使用することができます。その際、利用者は故障品の修理に際して故障品にインストールされたデータが消去されることを了承するものとします。

7 当社は機器に付属のケーブルおよびアダプタにおいて修理交換を行わないものとします。

8 利用者は機器の故障の際に当社以外で故障交換を行った場合は、本契約の解除となり当社が定める期日までに最低利用期間に満たない期間の月額利用料金相当額を違約金として支払うものとします。

9 当社は本機器が修復不可な状況にある場合は、当社が定める期日までに最低利用期間内に満たない期間の月額利用料金相当額を弁償金として支払っていただくものとします。当社が修復可否の判断を行い、利用者はこれに従うものとします。

第6条(禁止事項)

利用者は本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

i 本サービスに関連して使用される当社ならびに第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為
ii 本規約に反する行為
iii 電気通信事業法ならびに関係法令に反する行為またはその恐れがある行為
iv 本サービスを第三者が利用できるようにする行為、またはその恐れがある行為
v 犯罪行為、またはその恐れがある行為
vi 掲示板への不正な書き込み・電子メール配信、誹謗中傷する行為、第三者に不利益を与える等の迷惑行為、またはその恐れがある行為
vii インターネットサービスの信用を毀損する行為、またはその恐れがある行為
viii その他当社が合理的理由に基づいて不適切・不相当と判断する行為

第7条(本機器の管理)

利用者は善良なる管理者の注意義務をもって本機器の保全を行うものとし、本機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

ⅰ 本機器の譲渡、転売、解析、改造、改変、損壊、破棄、著しい汚損(シール添付、削切、着色等)、添付済シールの剥取等

ⅱ 利用契約外の不正使用

ⅲ 本機器の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為

ⅳ 本機器の日本国外持ち出し

ⅴ 電気通信事業法ならびに関係法令に違反する行為

2 前項の行為に該当すると当社が判断した場合、当社は利用者に是正勧告を行うことができ、利用者はこれに従わなければならないものとします。

3 第1項の行為に該当すると当社が判断した場合、当社は本機器の強制返却勧告をかけることができ、利用者はこれに従わなければならないものとします。

4 第1項の行為に該当すると当社が判断した場合、当社は損害賠償請求できるものとし、利用者はこれを支払う義務を負うものとします。

第8条(本サービスの解約)

利用者は本サービスを解約する場合、解約を希望する月の20日までにそのことを当社に通知するものとします。

2 当社は利用者が解約を希望する月をもって月額利用料金を停止するものとします。その際、利用者は当社が定める期日までに最低利用期間内に満たない期間の月額利用料金相当額を違約金として支払うものとし、本サービスも終了となります。

3 本サービスは当社インターネットサービスの付加(オプション)サービスとなりますので、当社インターネットサービスの解約時には本サービスも併せて解約となります。

第9条(機器の滅失・紛失・盗難等)

利用者は機器を滅失・紛失した場合、あるいは盗難された場合、直ちに当社に申し出るものとし、当社が定める期日までに最低利用期間内に満たない期間の月額利用料金相当を弁償金として支払うものとします。

第10条(責任の範囲)

当社が本規約に関して利用者に対して損害賠償責任があっても、当社が賠償する損害は、通常生ずべき損害(利用料の1か月分を上限とします)に限ります。

第11条(免責)

当社は利用者に貸出した機器に保管されたデータについて一切の責任を負わないものとします。

2 当社は本サービスを介して第三者による端末への不正接続、データの改ざん、漏洩、機器の破損等について一切の責任を負わないものとします。

3 当社は本機器に接続するその他の機器の故障について一切の責任を負わないものとします。

第12条(本利用規約の変更)

当社は本規約を利用者への予告なく変更することがあります。その場合、本サービスの提供条件は変更後の本利用規約によるものとします。

2 変更後の利用規約は当社のホームページで開示いたします。

第13条(協議等)

本利用規約に定めのない事項については、ウインク加入契約約款およびインターネット契約約款を適用するものとします。

2 利用者および当社は、本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

(実施期日)

この規約は平成26年6月1日から適用されます。

別表1(月額利用料金)

金額は全て消費税別

品目	モデル、容量	単位	料金額
iPad Air	Wi-Fiモデル　16GB	1台ごと	月額2,200円
iPad mini Retinaディスプレイ	Wi-Fiモデル　16GB	1台ごと	月額1,800円

別表2(初期登録手数料)

金額は全て消費税別

品目	モデル、容量	単位	料金額
iPad Air	Wi-Fiモデル　16GB	1台ごと	5,000円
iPad mini Retinaディスプレイ	Wi-Fiモデル　16GB	1台ごと	5,000円

別表3(修理交換負担金)

品目	モデル、容量	単位	利用期間	自然故障	過失・事故	有償の場合の修理交換負担金
iPad Air・iPad mini Retina ディスプレイ共通	Wi-Fiモデル　16GB	1台ごと	1年未満	無償	有償	「Apple Store」、「正規サービスプロバイダ」による見積
			1年以上	有償	有償	

※製品が破損、水没している場合は全て有償による対応となります。

※上記金額に、消費税は含みません。別途申し受けます。尚、消費税率の改正があった場合は、改正後の税率によります。また前納されている場合には消費税額の差額を請求することがあります。